

令和 7 年 9 月 度
みどり市農業委員会総会議事録

1. 開会日時 令和 7 年 9 月 25 日（水） 午後 1 時 30 分～

2. 開催場所 みどり市役所大間々庁舎 3 階 大会議室

3. 議 事

- 日程第 1 議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
日程第 2 議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
日程第 3 議案第 3 号 農地法第 5 条の規定による計画変更許可申請について
日程第 4 議案第 4 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
日程第 5 議案第 5 号 農地中間管理権の設定について

4. 出席した農業委員（10 名）

1 番 櫻 井 正 彦	2 番 赤 石 忠 秋	4 番 石 原 郷 士
5 番 今 泉 達 夫	7 番 木 村 修 一	8 番 清 水 照 夫
9 番 根 岸 千 春	11 番 星 野 健 一	12 番 星 野 文 雄
13 番 小 林 利 信		

5. 欠席した農業委員（3 名）

3 番 新 井 茂 6 番 大 澤 恵美子 10 番 星 野 邦 夫

6. 出席した農地利用最適化推進委員（13 名）

1 番 岩 澤 道 行	2 番 大 澤 弘 樹	3 番 大 塚 孝 一
4 番 小 倉 正 範	5 番 尾 澤 勝	6 番 鎚 木 久 永
7 番 小 磯 勝 美	8 番 鈴 木 伸 一	9 番 関 口 光 則
10 番 高草木 国 雄	11 番 武 裕 士	12 番 松 井 正 和
13 番 柳 澤 照 雄		

7. 欠席した農地利用最適化推進委員（ 名）

8. 出席した事務局職員（3 名）

事務局長 山 銅 敏 男 係 長 山 本 賢 主 任 田 村 翼

事務局 それでは、これより令和7年9月の農業委員会総会を開催いたします。
本日の出席委員は農業委員13名中、現在の出席委員は10名です。以上により、
本日の総会は農業委員会等に関する法律第27条第3項により、過半数に達しておりますので、総会は成立いたしますことをご報告申し上げます。また在任の農地
利用最適化推進委員13名中、現在の出席委員は13名となります。
それでは、開会に先立ちまして、小林会長よりご挨拶をいただきます。

会長 皆さんこんにちは。朝晩涼しくなったので、結構体調崩す感じでここに来て、コ
ロナとかインフルエンザが流行っているので医者が混んでいるという話を聞きますので、皆さん体に気をつけてもらいたいと思います。今日は皆さんの協力を
得まして、総会をスムーズに行くようよろしくお願いいたします。

事務局 ありがとうございます。それでは、これからは会長が議長となり総会を進めて
参りますので、よろしくお願いいたします。

議長 議事に入らせていただきます。

会期の決定

議長 会期決定についてお諮りいたします。令和7年9月25日、会期は本日一日限りで
よろしいでしょうか。

(異議なし)

議長 会期は令和7年9月25日、一日限りといたします。

議事録署名人の決定

議長 議事録署名人の決定ですが、こちらにお任せしていただけますか。

(はい)

議長 それでは、こちらから指名いたします。議事録署名人は、「1番：櫻井 正彦 委
員」と「2番：赤石 忠秋 委員」の両名にお願いいたします。

議案第1号

議長 日程第1議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたし
ます。事務局より説明をお願いします。

事務局 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」
次のとおり、農地法第3の規定による許可申請があったので、決定を求める。令
和7年9月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
今回は2件ございますので、2件について説明させていただきます。
番号1番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になり
ます。笠懸町久宮、畑、賃貸借。被設定人、設定人合意のもと、賃貸借の設定を

行いたく申請するもの。

番号 2 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町浅原、田、使用貸借。被設定人、設定人合意のもと、使用貸借の設定を行いたく申請するもの。

以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 1 番

議 長

番号 1 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 1 番の申請は可決いたします。

番号 2 番

議 長

番号 2 番について、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 2 号

議 長

日程第 2 議案第 2 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。
今回は 1 件ございます。

事 務 局

番号 1 番。申請人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町桐原、畑。店舗用地(指圧施し所及び野菜無人販売所)。農業を行いながら自宅で指圧の仕事を行っていたが、自宅と仕事を分けたい思い、店舗用地として申請するもの。
以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、大間々第11区の担当委員の案件なので、現地確認者の星野文雄委員より説明をお願いします。

12番委員

12番、星野です。地図の2番をご覧ください。申請地は大間々中心の所からおりて国道353の道を西へ新里方面に向かいまして、1km程行った所に、早川貯水池入口という丁字路があります。そこを右折し、北上しまして500m程の所の左に介護施設〇〇がありますが、そこを通り過ぎて、30m程の所に信号のない交差点がありますので、その右角が申請地になります。現地は草が少しありまして、植えた木が少しありますが、何ら問題はないかと思います。審議の程よろしくお願いします。

議 長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

議案第3号

議 長

日程第3議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事務局

議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請について」
次のとおり、農地法第5条の規定による許可後の計画変更申請があったので、決定を求める。令和7年9月25日提出。みどり市農業委員会 会長 小林 利信。
番号1番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、資材置場用地。計画変更後の事業計画、一般住宅用地。施設概要、住宅1棟。当初の計画どおりに活用できていない土地について一般住宅用地として使用するため。
以上1件の審議について、よろしく願いいたします。

番号1番

議 長

番号1番について、笠懸町第9区の担当委員より説明をお願いします。

7番委員

7番、木村です。地図の5番をご覧ください。50号を前橋方面に向かいまして、杉菜原の信号を左に曲がって、最初の信号を右に曲がって直進して、〇〇鉄工に出て左に曲がってまっすぐ行きまして、両毛線の手前を右に曲がって200mの現場なんですけど、ちょっと草が多いんですけど、特に問題はないと思いますので、慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 1 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 1 番について採決をいたします。番号 1 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 1 番の申請は可決いたします。

事 務 局 番号 2 番。当初計画者及び承継者については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑、当初の事業計画、一般住宅用地。計画変更後の事業計画、建売住宅用地。施設概要、住宅 1 棟。当初計画どおりに活用できていない土地について建売住宅用地として使用するため。

以上 1 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 2 番

議 長 番号 2 番について、笠懸町第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 6 番をご覧ください。50 号を西へ進んで〇〇という中古車販売店がある信号を右に曲がってめがねの〇〇がある五叉路を斜めに入り、右側に〇〇牧場を過ぎて右折して、100m 位の所の案件です。草が生い茂っていますが、何ら問題ないと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 2 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員と認め、番号 2 番の申請は可決いたします。

議案第 4 号

議 長 日程第 4 議案第 4 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程いたし

ます。事務局より説明をお願いします。

事務局

今回は6件ございますので、2件ずつ説明させていただきます。

番号1番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町阿左美、畑。店舗及び露天駐車場用地、売買。店舗及び露天駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。

番号2番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。臨時駐車場用地(一時転用)、使用貸借。ひまわり花畑まつの臨時駐車場用地を探していたところ、適地が見つかり、使用貸借の話がまとまったため申請するもの。

以上2件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号1番
議長

番号1番について、笠懸第3区の担当委員より説明をお願いします。

2番委員

2番、赤石です。地図の3番をご覧ください。申請地は、国道50号、岩宿の交差点を太田方面に向かって、500m位行った右側に〇〇という魚屋があります。そこを右に曲がって頂いて、約800m位の右側に笠懸南中がありまして、その先に〇〇建設の交差点があります。それを過ぎて150m程行って左に曲がって頂いてまた100m位下がって、そうすると申請地が左側になります。草が多い位で何ら問題ないと思いますので、慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。番号1番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議長

意見等ないようですので、番号1番について採決をいたします。番号1番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議長

挙手全員として、番号1番の申請は可決いたします。

番号2番
議長

番号2番について、笠懸第8区の担当委員より説明をお願いします。

4番委員

4番、石原です。地図の4番をご覧ください。現場は、大間々尾島線吹上の〇〇を南下しまして、150m位行きますと、右側に〇〇という中古車屋があります。そこを右折しますと、中古車屋の横に現場の横長の土地があります。また、この左側の地図は、昔なので今ある道路ありません。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議長

説明が終わりました。番号2番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 2 番について採決をいたします。番号 2 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 2 番の申請は可決いたします。

事 務 局 続きまして、番号 3 番、番号 4 番についてご説明いたします。
番号 3 番。被設定人、設定人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。臨時駐車場用地(一時転用)、使用貸借。ひまわり花畑まっりの臨時駐車場用地を探していたところ、適地がみつかり使用貸借の話がまとまったため申請するもの。
番号 4 番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
以上 2 件の審議について、よろしくお願いいたします。

番号 3 番

議 長 番号 3 番について、笠懸第 8 区の担当委員より説明をお願いします。

4 番委員 4 番、石原です。地図の 4 番をご覧ください。先ほど言いました大間々尾島線、〇〇オートを右折しまして、先ほどの申請地を過ぎますと、ひまわり祭りのメインストリートまたは、笠懸温泉施設建設中の通りに出ます。その合い向かいの土地です。これも一時転用で何ら問題も無いと思います。慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号 3 番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号 3 番について採決をいたします。番号 3 番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号 3 番の申請は可決いたします。

番号 4 番

議 長 番号 4 番について、笠懸第 9 区の担当委員より説明をお願いします。

7 番委員 7 番、木村です。地図の 5 番をご覧ください。場所は計画変更の番号 1 番と同様

になります。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号４番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号４番について採決をいたします。番号４番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号４番の申請は可決いたします。

事務局 続きまして、番号５番、番号６番についてご説明いたします。
番号５番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。笠懸町鹿、畑。建売住宅用地、売買。建売住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
番号６番。譲受人、譲渡人については記載のとおりです。土地の表示等になります。大間々町大間々、畑。一般住宅用地、売買。一般住宅用地を探していたところ、適地が見つかり、売買の話がまとまったため申請するもの。
以上２件の審議について、よろしく願いいたします。

番号５番

議 長 番号５番について、笠懸第９区の担当委員より説明をお願いします。

７番委員 ７番、木村です。地図の６番をご覧ください。場所は計画変更の番号２番と同様になります。慎重審議の程よろしく願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号５番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号５番について採決をいたします。番号５番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号５番の申請は可決いたします。

番号６番

議 長 番号６番について、大間々第８区の担当委員が欠席のため、現地確認者の星野文雄委員より説明をお願いします。

１２番委員 １２番、星野です。地図の７番をご覧ください。申請地は大間々諸町にある県道世良田線と大胡線が交わる交差点を新里方面西へ向かいまして、３００～４００ｍ位行っ

た所に信号がありますが、その角にそばの〇〇があります。その〇〇の信号を右へ曲がりまして北上します。〇〇産業を過ぎまして、250～300m位行ったところに今、地図をご覧頂いている小さな丁字路があります。そこを入れて頂いて20～30mの所に申請地があります。以前から不動産屋の看板がたっていまして、草も刈ってあります。何ら問題無いと思いますので慎重審議の程よろしくお願いいたします。

議 長 説明が終わりました。番号6番につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、番号6番について採決をいたします。番号6番について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、番号6番の申請は可決いたします。

議案第5号

会 長 日程第5議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」を上程いたします。事務局より説明をお願いします。

事 務 局 議案第5号「農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の設定について」

次のとおり、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画の決定依頼があったので、決定を求める。

令和7年9月25日提出、みどり市農業委員会会長 小林 利信。今回は新規設定が1件ございます。

「設定する土地」「設定を受ける者」「設定する者」「設定する利用権」は記載のとおりになります。

設定する土地は1筆あります。笠懸町鹿、台帳、現況とも田となります。

新規設定1件の地積合計は、1,275㎡となります。よろしくご審議のほど、お願いいたします。

議 長 事務局の説明が終わりました。新規設定につきまして、ご意見等ございますか。

(意見なし)

議 長 意見等ないようですので、新規設定について採決をいたします。新規設定について原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手全員)

議 長 挙手全員として、新規設定の申請は可決いたします。

これですべての審議を終了しましたので、令和7年9月度農業委員会を閉会します。

閉会時刻 令和7年9月25日 午後2時30分

この議事録は書記の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため署名する。

議事録署名人

会 長

小林 利信

1 番委員

櫻井 正彦

2 番委員

赤石 忠秋